

備前市監査委員告示第 2 号

平成 23 年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

平成 23 年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 26 年 4 月 18 日

備前市監査委員 大 田 淳 一
備前市監査委員 田 原 隆 雄

所 管 部 署	財政課
---------	-----

【指摘事項】	措 置 状 況
各室ごとに火気取締責任者を命じていなかった。また、各室入口の責任者標識が異動になった職員のままになっていたものや設置していなかったものが見受けられた。市庁舎における火災予防に万全を期するため、備前市庁舎管理規則に基づき、適正に事務処理されたい。	ご指摘の件については、人事異動に伴う責任者の報告を徴し、標識の変更等について指示を行うとともに財政課においても確認を行っています。

所 管 部 署	教育委員会教育総務課
---------	------------

【指摘事項】	措 置 状 況
薬品の管理について、今後使用する予定のないものや使用期限切れのものなどの調査を行い、不要薬品は、廃棄処分の予算措置を講じ、適正に処分し、引き続き薬品管理に万全を期されたい。	平成 24 年度に不要薬品の調査を行い、平成 25 年度予算で 11 校分の処分が完了しました。引き続き、平成 26 年度も薬品処分費を予算化しており、残りの学校分も対応する計画としています。

所 管 部 署	教育委員会学校教育課
---------	------------

【指摘事項】	措 置 状 況
学校預り金に立替払の精算遅延が見受けられた。学校預り金等事務取扱要綱では、請求書に基づく支出が原則となっており、やむを得ず、立替払となる場合であっても、事件事故防止の観点から速やかに精算処理されたい。	学校預り金については、学校預り金等事務取扱要綱に基づく事務処理を行うよう再確認いたしました。特に教材費は、保護者の負担軽減を図るため年間の予算執行計画をもとに集金月額を算出していることで、年度当初・学期当初の支払い遅延が発生している状況です。学期毎での精算が慣例化していましたが、学期末を待たず、支払い可能な状況になれば速やかに精算処理を行うよう校長会・事務長会で、改めて周知徹底を行いました。立替払についても速やかな精算処理について指導するとともに、原則行わない旨を周知しました。